

わが国賃金所得構造についての1考察

田 沢 準 一 郎

分析の視点

わが国の賃金、所得構造についてはすでに多くの実証、理論的研究があるが、ここでの目的は、従来の研究とはややことなった角度からそれを究明してみることにする。それは、わが国の賃金所得構造を主として、労働力のいろいろなタイプごとの労働の供給価格ないしそれに対する社会的な評価という面から整理してみようとする考え方である。もう少し具体的にいえば、現実に支払われている賃金や実際に稼得している収入の大きさによって、労働者や家族経営就業者を典型的ないくつかの層に分類し、できるならば、それらの各層の今後の動向、それが日本の経済構造に与える意味を明らかにしようとするものである。しかし、実態把握や統計資料の整理に必ずしも十分な日時をかけえなかつたために、統計分析についても問題はなお多く残されているし、とくに今後の動向についての推論については、なお仮説の域を脱していない面が多いことを最初にお断りしておきたい。

賃金の高低による労働者の分類

まず、労働者を賃金の高低によっていくつかのグループに分けることからはじめよう。そこでまず賃金の高低についての基準を設定しなければならない。ここで使用するのは、実態生計費に基づく世帯人員別の実支出額である。統計局が35年9~11月におこなった消費実態調査の結果によると、勤労者世帯の世帯人員別の1ヵ月当たりの実支出額はつきのとおりである。

1人	13,339円	4人	27,204円
2人	21,630	5人	29,954
3人	23,426	6人	31,840

この実支出額は、最近のわが国において標準的な生活水準を営むに必要な収入の大きさを世帯人員別に示しているといってよいであろう。これを基準として労働者の賃金を、精々1人の生活を賄えるかまたはそれすら不可能な賃金額—1人以下の賃金、同様な意味で2人~3人賃金、4人~5人またはそれ以上の賃金の3つのグループにわけ、それぞれのグループに典型的な労働者層を取り出してみよう。賃金の統計資料として使用するのは、主として35年4月におこなわれた労働省の賃金構造基本調査である。両統計資料は、調査の時期や範囲につい

て必ずしも一致しておらず、また労働者個々人の全収入という点からみると、とくに賃金構造基本調査は賞与ボーナスを含まない4月だけの調査であるという欠陥をもっている。その点を考慮すると、前掲の世帯人員別の実支出額は分類のための大ざっぱな基準として使用するという程度のものにならざるをえない。

1人以下の賃金グループ、1人以下の賃金グループの中心となっているのは、いうまでもなく若年労働者層である。賃金構造基本調査によると、18歳未満労働者はほとんど100%が14,000円以下の賃金で、20歳以上に範囲を拡大しても、その割合は9割を超えている。かりに10,000円以下をとってみても、1,000人以上の大企業においてすら、平均賃金は18歳以下で7,021円、18~20歳で10,096円であって、大企業の若年労働者においても、その相当部分がいわば1人以下の賃金のグループにあることを示している。男女別にみると、女子の場合にその現象が強くあらわれ、大企業の25歳未満の女子労働者層までがこのグループに含まれる。中小企業の若年労働者の場合は、賃金の低位性が一層明瞭でその大部分が10,000円以下の賃金しかうけとっていない。

若年労働者については、そのなかでも相対的に地位の高い大企業労働者においてすら1人賃金が支配的で、女子労働者や中小企業労働者についてはその大部分が1人以下の賃金=家計補助的賃金に甘んじているのが現状であるといつてよいであろう。このような状態は、わが国では若年労働者がいわば家計補助的労働力として評価されていることを示すものである。若年労働者は1個の独立した労働力として、労働力の再生産が可能であるような賃金の支払が社会的に認められていないといつてよいであろう。これには恐らく、わが国の家族制度や歴史的・社会的慣習が深く関係しているといつてよい。ここ数カ年かなり顕著である初任給や若年労働者の賃金のいちじるしい上昇も、賃金の絶対額でみると限り、このような若年労働力に対する社会的評価を基本的に変えるまでにはいたっていない。

若年労働者にくらべると、その比重は低いが、1人以下の賃金グループのなかで重要であると思われるものは、中小企業で働く中年の女子労働者層、とくに労務者層

である。賃金構造基本調査でみると、1,000人以下の中小企業で働く30歳以上の女子労働者の平均賃金は、100人以上の企業でも11,000円程度で、100人未満でみると9,000円以下にすぎない。とくに製造業や鉱業等の労働者については、100人未満の労働者の大部分が、10,000円以下で、平均賃金は8,000円～9,000円の間にある。

これらの中小企業の労働者を中心とする女子中年労働者層は、まさに家計補助的な労働者層であるといってよい。現実には、未亡人等の世帯の生計担当者の地位にある中年女子がかなり存在するとは思われるが、現在のわが国の社会的慣行としては、中年女子労働力は、ほぼすべて家計補助的労働力として評価され、その評価にふさわしい賃金しか支払われていないといえよう。男子の場合には年齢や勤続がますとともに、中小企業においても賃金は次第に高まっているのに対し、女子については25歳をすぎると賃金がほぼフラットで、勤続年数によってもそれほど大きな差がみられないことも、そのような社会的評価の存在を裏付けている。ただ大企業においては、とくに職員層において年齢とともに賃金が上る傾向がみられるが、これには、大企業の賃金決定方式一基幹的労働者を中心として維持されている年功的賃金体系一の女子労働者層への波及の問題がからんでいると思われる。

2人～3人賃金のグループ。このグループの中心をなしているのは、中小企業の男子中高年労働者層である。賃金構造基本調査によると、1,000人未満の中小企業の男子中高年労働者層の平均賃金は、100人以上の40～50歳層を例外として、すべて28,000円ないしそれ以下で、とくに製造業、建設業、鉱業等の100人未満の労働者層については、平均賃金は30歳以上の層においても20,000円をわずかに超える程度にすぎない。中小企業の職員層については、30,000円ないしそれを超える層がかなりみられるので、この層は除外するとすれば、2人～3人賃金グループの中心は、主として中小企業の中高年労働者層にあるといってよいであろう。適確な統計資料は入手しえないが、大企業の臨時工についても、中高年齢層の賃金はほぼ中小企業の労働者層と同一グループに入る者が多いと推定される。

これらの労働者層は、その大部分が家計の中心的な世帯主層を形成していると思われるが、その賃金が、2人または精々3人の生活を賄うにすぎない額に限定されていることは、若年労働者層とはことなった意味で日本の低賃金階層の中心問題をなしているといえよう。中小企業の男子中高年労働者層は、世帯員を含めての労働力の

再生産のための費用の必要性を社会的に認められているとはいっても、それは現在のところでは、まさに必要最低限において認められているという程度にすぎない。

4人～5人以上賃金のグループ。この労働者層については、上述の2つのグループとはことなって一括して論ぜられない性格が強い。その上限が劃されていないため、経営者に近いような労働者層まで包含されることになるからである。しかし、たとえば大学卒の高年職員層のような経営者に近い地位にあると思われる層を除けば、その中心は、主として大企業の男子中年労働者ないし職員、及び中小企業の職員層にあると考えられる。

賃金構造基本調査によると、大企業の30歳ないし40歳の労働者の平均賃金は、28,000円～32,000円の間にあり、また職員層についても大学卒を除けば、30～35歳の賃金は30,000円程度のものが多い。また中小企業の職員層についてはほぼ30～40歳層が大企業の労働者層の同程度の水準にある。これらの層は、夫婦子供2人ないし3人という標準的な家族構成を前提としても、一応標準的な生活水準を維持しうる賃金をえている労働者層であるといえよう。中小企業や大企業の経営者層ないしそれに近い階層は、このような生活標準を超えてより豊かな生活を享受しうる地位にあることはいうまでもない。これらの層は、いわば以上の3つの労働者グループのさらに上位にあるグループであると考えられる。

業主層の所得水準

上述の3つの労働者グループにそれぞれ対応して業主及び家族従業者の層を分類してみるとほんづきのようなことがいえるように思われる。

まず1人以下の賃金のグループに対応するのは、家庭内職や行商等の就業が多いと思われる非農林の単独業主層、零細農業就業者及び大部分の家族従業者である。

34年の就業構造基本調査によると、非農林業の自営単独業主の約7割が年収12万円未満にしかすぎず、その中心は主として女子である。また34年の農家経済調査によると、経営面積0.3町未満及び0.3町～0.5町の農家の年の農業所得はそれぞれ5万円、9万円にすぎない。周知のようにこれらの下層農家では、農家所得のなかでしめる農外所得の比重が高く、農業の主要な働き手は、主婦を中心とする女子にある。これらの就業者は、その営業に当つて社会的に必要とされる最低限の資本量を有していない状態にあるといつてよく、収入が主として自己の労働によって生み出されている意味では、実質的には労働者に近い性格の層である。この層が主として中年の女子層で形成されている(各種の資料でその判断でき

ることは、前述した中小企業の中年女子労務者層との照応関係を暗示している。

なお、家族従業者層については、本来その労働が無償的な性格が強いために、その収入水準を想定することは困難であるが、やはり一種の家計補助的労働のグループを形成しているといつてよい。たとえば、税制調査会の資料(税制調査会第1次答申関係資料集36年4月)によると、東京都内の小規模な同族会社の家族給与は、長男、配偶者とも年間10~13万円程度にすぎない。これは偽装されたものではあるにせよ会社という形態をとったことによって、家族労働に対する社会的評価が表面化した例とみることができよう。この場合長男はいわばあととりの地位にあると思われるので除外として考えればすくなくとも配偶者についてはその想定された賃金が全く家計補助的な水準にあることを注目する要がある。無償の家族労働というかたちで潜在化されてはいるが、中年女子層を中心とする老大な家族従業者は、家計補助的労働の予備軍の地位にあるといえよう。

第2の2人~3人の賃金グループに対応するのは零細個人商工業ないし中層農家である。

総理府統計局の個人商工業経済調査によると、34年度の個人商工業者の営業利益は、従業員1人ないし2人の零細経営では18~35万程度で、この階層の所得は月額15,000円~30,000円の間にあり、ほぼ中小企業の中年労働者層に匹敵しているといえよう。また農家経済調査によると、これとほぼひときい農業所得をあげている農家の階層は、1町ないしそれ以下の中農の下層で、34年度の所得は0.5町~1町が約18万円、1町~1.5町が約30万円となっている。これらの業主層は、商工業の場合には一定の事業所をもち一応企業としての形態をそなえた営業の主人であり、また農家の場合にも1町近い田畠を所有する農業専業的な色彩の濃い農業事業主である。多くの場合その中心になっているのは中高年の男子であって、それらの者は家計の主たる担当者の地位にあるといつてよいであろう。

もっとも、これらの業主層は、中小企業労働者の場合はことなって、小額ではあっても営業用の資産、資本の所有者である。したがってその点を考慮すると、これらの層は中小企業の労働者のなかでは、監理者的な労務者層、職員層に近い地位にあるとも考えられる。現実には零細個人業主層は、その所得水準からみてかなり幅の広い層からなりたっていると思われ、その上限は大企業の中年労務者層に近いし、下限は中小企業の中年労務者層に近いといった方が正確であろう。

最後に4人~5人以上賃金グループに照応する層としては、商工業の場合には、3人ないし4人またはそれ以上の従業員を擁する企業の企業主、農家の場合には経営面積1.5町を中心とする農業経営の経営主が考えられる。

個人商工業経済調査によると、前者の所得水準は年間40~50万程度で、後者もほぼ同程度である。これらの経営にあっては、わずかではあるが雇用労働に依存する傾向があらわれており、家族経営が近代的企業経営に転化する萌芽的形態がみられる。したがって前述の零細業主層の場合以上に、この層においては営業用資産所有額はかなり大きいとみられる。30年の国富調査の結果によると、個人事業体当たりの資産額は、再調達価格で、従業員1人~2人程度が精々15万円程度にすぎないのに対し、4人では35万、5人~9人になると60万になる。この点を考慮すると雇用労働を少数ながら含むような個人経営においては、その上層は、大企業の職員層の上層に近い所得水準にあり、その下層は、大企業の中高卒労務者層とほぼひときい所得水準にあるといつてよいであろう。個人業主層でも、雇用労働者の数が大きくなり、経営が大きくなればなるほど、大企業の経営者に近い層に接近する所得水準にあると考えられる。

総括と若干の結論

以上のべた点を総括して、わが国の賃金所得構造の概観図を作成すると次のようになる。

1. 1人以下賃金所得 グループ	① 若年労働者
	大企業——1人賃金 中小企業——1人以下賃金
	② 中小企業女子中高年労働者 職員——1人賃金 労務者——1人以下賃金
2. 2人~3人賃金所得 グループ	③ 女子中心の単独業主、零細農業主 ④ 女子中心の家族従業者
	① 中小企業中年男子労働者(一部職員を含む) ② 大企業臨時工(中年層) ③ 大企業中年女子職員
	④ 零細個人業主、1町前後の中層農業主 ① 大企業中年男子労働者(職員の大部分) ② 中小企業職員の大部分 ③ 小数の労働者を雇用する商工業者、1.5町前後の上層農業主
3. 4人~5人賃金所得 グループ	

この表は、主として日本の労働者ないし実質的に労働者に近い就業者層の所得水準による一種の階層区分である。そこで問題になるのは、このような所得水準による階層区分がどのような意味をもつかということにある。そこには多くの問題が含まれているが、ここでは主としてこれらの就業者層の相互関連性を今後の動向とからまとめて考えてみることにしよう。紙幅の関係もあって統計資料は省略してその要点だけを簡単にのべよう。

まずこれら各層の就業者層については、各グループ間ないしグループ内の直接的な相互流動関係はほとんどないということが指摘されねばならない。比較的その流動関係が強いと思われるは女子の単独業主や家族従業者と中小企業の女子労働者との流動であるが、中年女子労働力の可動性の低さからみて、そのような流動関係は地域的にかなり限定され、また1時的季節的な流動に限られている場合が多いといってよい。また、中年男子層についても、少なくとも中小企業労働者と零細個人業主の間にはある程度の流動関係は考えられるが、その流動は、主として中小企業の職員層や中高年の熟練労働者が、より収入の高い機会を求めて商工業者に転化する一方的な流動に限られていると考えられる。まして中小企業の労働者や個人業主が大企業に移動する可能性はわが国の場合はほとんど皆無に近いといってよい。グループ相互間の移動がもあるとすれば、大企業労働者の停年退職、失職などを契機とする中小企業労働者、または零細自営業主、単独業主への止むをえざる転化=転落的な移動がその中心であろう。就業者の直接的な移動機会という面からみると、上掲の各グループ及びグループ内の各就業者層は、それぞれ独立の集団をなしており、その内の流入、流出の道はほとんどとざされているといっても過言ではない。

しかし、日本の経済構造、産業構造という面からみるならば、これら各層の就業者は決して相互に関連性がないとはいえないであろう。二重構造といわれる日本経済の特殊構造は、このような異った賃金、所得水準をもつ就業者層を基礎にして成立しており、むしろこれら各グループ間の流動が阻害されているからこそ日本経済内部に異質の産業や企業、経営が併存しているとさえいえるからである。しかし、異質な経営や企業といっても、それぞれが日本経済の構成要素である以上、経済の構造という面からはそれらはいろいろなかたちで相互に結び合っていることはいうまでもない。各グループの就業者は、経済の構造のなかで、経営や企業の経済行動を通じて間接的に関連しあっているのである。

ところで、このような観点からみるならば、今後の動向としてはまず最近における若年労働者の賃金の急速な上昇、その産業間、企業間の移動の活潑化の現象がもつ意味が重視されねばならない。このような現象は、労働力の需給の極度の緊張を背景にして生じていることはいうまでもないところで、その意味では1時的な性格を多分にもっている。しかし、やや長期的にみれば、労働力需給に加えて、若年労働者をとりまく社会的環境や生産

の技術的变化が、若年労働力の価値に対する社会的評価を次第に変えてゆく条件をつくりだしていることも無視できない。これにともなって若年労働者に支配的な1人以下の賃金範疇は今後漸次解消されてゆくであろう。周知のように中小企業や零細企業にとって低賃金の若年労働力は、その経営の存続や発展を支える重要な条件であった。最近においても、これらの層の賃金の上昇は、低賃金に依存する中小企業に深刻な影響を与えつつあり、この事態がさらに進行すれば、いわば二重構造の底辺が次第に底上げされる形で、経済構造が近代化される重要な契機となるであろう。

他方では、零細な経営や企業が残存しつづけ、またはそれが再生産される条件も容易には消滅しないであろう。

それは第1には、零細な経営主や、企業主が存続し再生産される条件は簡単に解消しないと思われるからである。前述したこれらの層の所得水準かなみて、企業が若年層に対する代替労働力としてこれらの層を吸収することは当分の間期待できない。これらの層は、産業の近代化の過程においても強力に残存しつづけるであろうし、また中小企業労働者や大企業からの離職者などの個人商工業者へ、小農経営主への一方的転化は不断におこなわれるであろう。

第2にこれらの小経営、小企業の必要労働力は、女子の中年労働力を主体として今後も豊富に供給されしつづけるであろう。この分野では若年層から中年女子層、または高令労働力を主体とする転落労働者への労働力の代替が進行し、そのような変化をともないながら低賃金労働の使用を基礎とする経営が存続する。女子中年労働力の供給源は、農村や都市の低所得層を中心としてその潜在的供給余力は大きい。その家計補助的な性格や可能性が低く就職範囲が地域的、季節的に限られている面からみて、大都市地帯などで1時的に賃金が上ることはあっても、全体として賃金の最低基準が上昇し、低賃金グループ層から女子中年層が抜けでるのは容易なことではない。従来の若年労働力の豊富な使用にくらべると、これらの小企業や経営が存続しうる産業や地域はかなり、限局されることになり、その意味では日本経済の近代化過程における残存的形態に次第に変ってくるとは思われるが、より上層の企業がこれらの経営を支配し、利用する関係はそう簡単には変化しないであろう。経済の二重構造の解消は、これらの残存する小経営や企業をどのようにかたちで経済発展のなかに吸収してゆくかの問題であるが、それは同時に低賃金グループの賃金、所得の最低基準をどのようにして高めてゆくかという問題でもある。